

【NEWS RELEASE】

2022年7月27日

各位

株式会社三井住友銀行

「成年後見制度SMB Cサポートサービス」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠、以下「三井住友銀行」）は、認知症や障害などの課題を抱えるお客さまが安心して生活できる社会の実現を推進するため、成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」）に選任されているお客さまが、成年被後見人・被保佐人・被補助人（以下「被後見人等」）の財産管理業務をサポートするデジタルの新サービス「成年後見制度SMB Cサポートサービス」の取扱を2022年7月より開始いたします。

1. 人生100年時代における社会課題の解決を推進する取組強化

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が不十分となったために財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度です。

政府は「成年後見制度利用促進専門家会議」を設置して成年後見制度を適切に利用できるようにするための検討を重ねており、三井住友銀行も2021年9月、同会議のワーキンググループに登壇し金融機関としての取組を紹介しております（詳細は末尾のリンクをご参照ください）。

このような背景のもと、三井住友銀行は本サービスの提供を通じて成年後見制度のより一層の普及を図ることで、高齢化社会に生じた課題の解決を支援するとともに、課題を抱えるお客さまとそれを支える人たちが安心して生活できる社会づくりに貢献してまいります。

2. 「成年後見制度SMB Cサポートサービス」の概要

専用サイト上に、被後見人等の財産情報や収支明細を登録することができるサービスです。これにより家庭裁判所が後見人等に求める「裁判所向け報告業務」を効率化することができます。

【特長①】家計簿アプリのように操作が簡単

日々の収支や残高変動を、簡便な操作で登録するだけで、財産情報が一元管理できます。マネーツリー株式会社が提供する資産管理サービス「Moneytree」と連携することで、インターネットバンキングが利用できる被後見人等口座の残高・明細の更新を省力化することも可能です*。

*被後見人等の口座で、インターネットバンキングが利用できる金融機関に限ります。

【特長②】裁判所の制定書式に合わせて集計・自動転記

本サービスの画面から、裁判所の制定書式で報告書を出力することができます*。登録情報を

活用することで、裁判所向け報告書がスムーズに作成できるようになります。

*サービス開始時点では東京家庭裁判所書式でのみ出力可能です。他の裁判所の制定書式にも順次対応していく予定です。

三井住友銀行は、SMB Cエルダープログラム（2021年3月15日ニュースリリース）、SMB Cデジタルセーフティボックス（2021年9月28日ニュースリリース）をはじめとする金融・非金融を含めた多様なサービス展開をさらに拡大することで、お客さまのさまざまなライフスタイルにお応えし、より一層の価値向上に取り組んでまいります。

[成年後見制度SMB Cサポートサービス 商品概要]

名称	成年後見制度SMB Cサポートサービス
取扱開始日	2022年7月29日
ご利用いただける方	以下のすべてを満たす日本国内在住の個人のお客さま（事業を営む個人のお客さまを含みます） <ul style="list-style-type: none">・ 家庭裁判所の審判により、後見人等として選任され、被後見人等の預貯金に関する金融機関等との一切の取引に関する代理権を有している方（未成年後見人と任意後見人は対象外）・ 三井住友銀行に普通預金口座をお持ちの方（法人口座・カードローン口座除く）
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 被後見人等の属性、事件番号などの基本情報が管理できます。・ 被後見人等の残高情報、収支明細などの財産情報が管理できます。・ 登録した残高、収支などの情報を、裁判所宛報告書の書式で集計し、PDFとして出力することができます。
利用料	被後見人等お一人あたり月額利用料990円（消費税込）
申込方法	三井住友銀行の国内本支店窓口 (当行本支店ATMやインターネットバンキング等によるお申込はできません)

[成年後見制度利用促進専門家会議について]

成年後見制度利用促進専門家会議 第3回 成年後見制度の運用改善に関するワーキング・グループ
「成年後見制度に対するSMFGの取組 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21075.html)」



以上